

■基本協定書(案)(一般定借かつ事業用定借)に関する質問への回答

No.	書類名	頁	目大 目項	目中 目項	目小 目項	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書(案) (一般定借かつ事業用定借)						「第三者に賃貸する場合は、借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借とし」とありますが、借地の更地返還に影響を与えないよう事業者の責任で、必要に応じて普通借家契約を併用も出来るように条文を変更することは出来ますか。	原則、借地期間満了時の確実な建物明渡しおよび更地返還を担保する観点から条文の変更はできませんが、提案内容等を踏まえ合理的な必要性がある場合は、当該リスクを事業者において負担し、返還に支障が生じないことを前提に協議は可能です。 普通借家契約を提案する場合は、提案書にスキームについて詳細に記載ください。